

## 第19回山形県行政不服審査会 議事概要

- ・ 日 時／令和4年2月21日（月） 午後2時30分～午後3時15分
- ・ 場 所／Zoomによるオンライン会議
- ・ 出席者／委 員 水上進会長、阿部未央委員、石澤義久委員、加藤静香委員、津川恵美子委員  
事務局 総務部学事文書課 文書法制主幹ほか2名出席  
審査庁 健康福祉部障がい福祉課 課長補佐（障がい医療・難病対策担当）ほか1名出席

### 1 開 会

- 第19回山形県行政不服審査会を開会した。
- 水上進会長が挨拶を行った。

### 2 議 事

山形県行政不服審査会におけるWeb会議システム利用要領（案）について事務局から説明が行われ、協議の上、出席委員全員の賛成で可決された。

#### ○事務局説明の概要

- ・ 「第2 Web会議システム利用の可否」の「会長がWeb会議の開催が必要と認めるとき」について、本審査会では、審査庁から説明を受け、質疑応答を行う必要があるため、できるだけ対面を基本とし、感染症のまん延や災害等の発生の場合に限りWebにより開催することとしたい。  
なお、大雪による交通障害なども「災害等」に含まれると考えられるが、その場合は、直前でなく、あらかじめWeb会議での参加が必要と認められることを想定している。
- ・ 「第3 出席の取扱い」、「第4 退席の取扱い」について、通信環境が悪く映像が送受信できなくなった場合でも、音声でコミュニケーションが取れる場合には「出席」とするが、音声を送受信できなくなった場合には、その時点で「退席」とみなす。
- ・ 「第7 資料の送付」について、会議資料は当日までに郵送することとなるが、諮問書は裁断する等、適切に処分していただきたい。  
なお、特に重要な資料がある場合は、「会長が指定する資料」に指定し、審査会終了後、速やかに返送していただくことを想定している。

#### ○協議の概要

会 長：確認したいことは、この要領には書かれていませんが、議事録に記載してもらうことにして、Web会議にするのは災害や感染症がまん延した時

などに限り、原則はあくまでも我々全員が集まる会議だということですね。

それからもう一つは、Web会議になると、重要な県民に関する書類が送付されて、終了後、それを各委員が適切に処分しなくちゃならないということで、そういうことも踏まえてお諮りいたします。

この要領について、皆さんから御異存ありませんか。

(各委員)：(一同了解)

会 長：全会一致で皆さんの賛同を得ましたので、この要領は本日付けで施行することとします。

### **3 調査審議**

精神障害者保健福祉手帳の障害等級変更を認めない旨の決定に関する処分についての審査請求に係る諮問1件について、調査審議を行った。

#### (1) 委員除斥事由の該当性の確認

山形県行政不服審査会運営要領第3条の規定について、審議に参加する委員が自己の利害に係る議事ではないことを、議長が確認した。

#### (2) 調査

必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決(案)の方向性等についての説明を受けた。

#### (3) 質疑応答

審査庁に対して質疑応答を行った。

#### (4) 審議

委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

### **4 閉 会** (終了 午後3時15分)